

第 77 回 草津市障害児(者)自立支援協議会 全体会議

令和 3 年 5 月 31 日(月) 書面会議

1. 自立支援協議会要項 (P1~6)

- ・草津市障害児(者)自立支援協議会設置要綱及び運営要領
- ・草津市障害児(者)自立支援協議会の構成図
- ・草津市障害児(者)自立支援協議会の構成機関

2. 令和 2 年度 開催状況の報告 (P7~39)

- ・第 73 回 (全体会議)
- ・第 74・75 回 (定例会議・研修会)
- ・第 76 回 (定例会議)
- ・新型コロナウイルス感染防止対策
- ・相談支援体制検討プロジェクト
- ・相談支援部会
- ・子ども支援部会
- ・草津市障害福祉の取り組み
- ・孤立化防止対策事業
- ・委託相談事業所等の相談・会議の件数実績報告

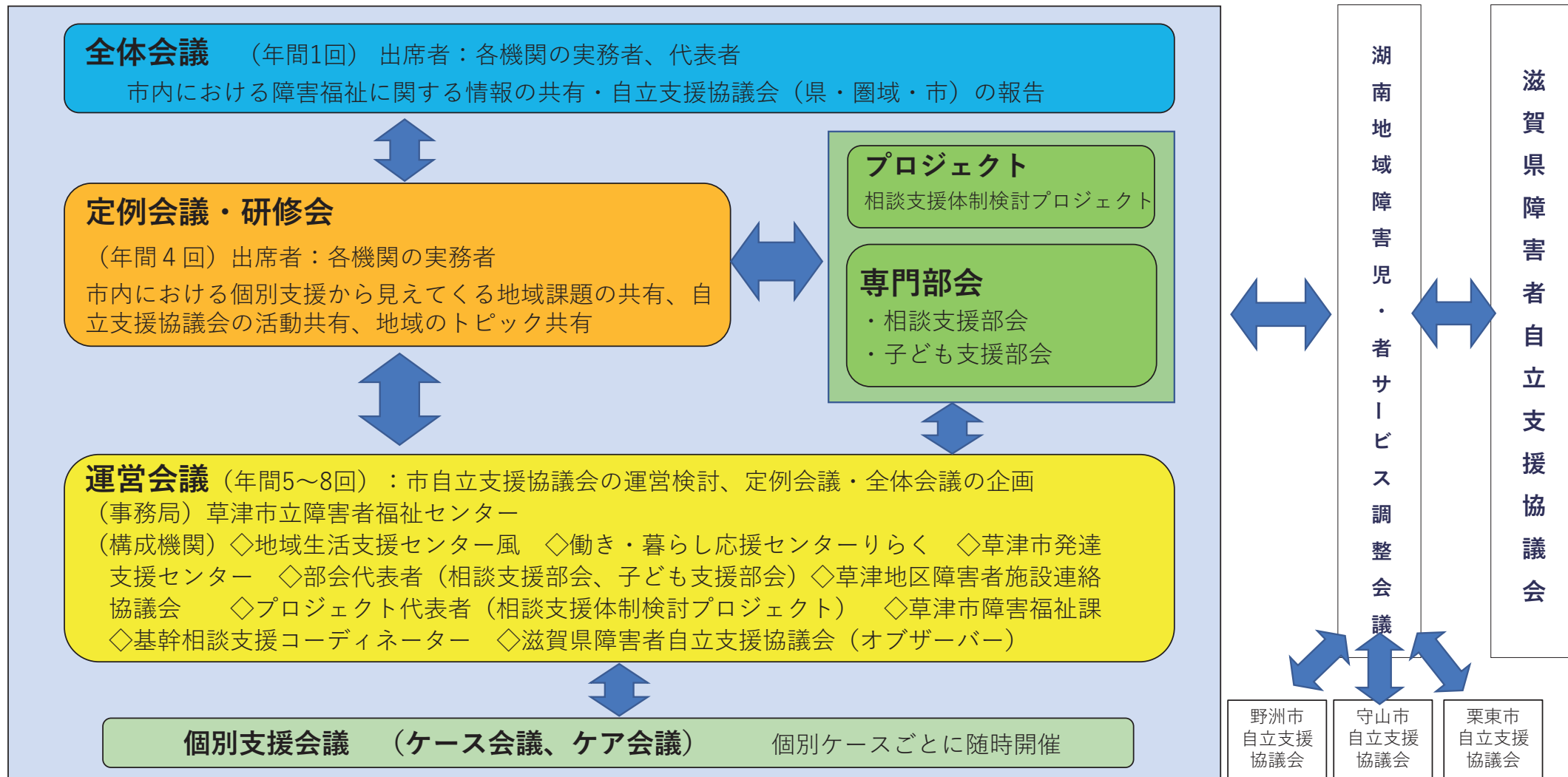
3. 令和 3 年度 開催予定 (案) (P40~47)

- ・草津市障害児(者)自立支援協議会の取り組み予定
- ・新型コロナ対策の検討
- ・草津市相談支援体制検討プロジェクト
- ・相談支援部会
- ・子ども支援部会
- ・草津市障害福祉の取り組み予定

4. 令和 3 年度 草津市障害児(者)自立支援協議会の日程 (案)

- ① 令和 3 年 7 月 8 日 (木) 9 : 30 ~ 11 : 30 (定例会議) 草津市役所 8 階 大会議室
- ② 令和 3 年 9 月 22 日 (水) 9 : 30 ~ 11 : 30 (研修会) 草津市役所 8 階 大会議室
- ③ 令和 3 年 11 月 18 日 (木) 13 : 30 ~ 15 : 30 (定例会議) 草津市役所 2 階 特大会議室
- ④ 令和 4 年 3 月 18 日 (金) 9 : 30 ~ 11 : 30 (定例会議) 草津市役所 8 階 大会議室

令和3年度 草津市障害児(者)自立支援協議会の構成



令和3年度 草津市障害児（者）自立支援協議会

区分	NO	機関名
相談支援	1	守山・栗東障害者相談支援センターみらいく 障害者相談支援センター あんず
	2	相談支援 アザレア
	3	栄寛相談支援事業所
	4	草津市立障害者福祉センター（事務局）
	5	草津市中心身障害児者連絡協議会（運営）
	6	相談支援スマイル空
	7	びわこ学園 法人事務局事業企画部
	8	びわこ学園医療福祉センター草津 相談支援部
	9	地域生活支援センター 風（運営）
	10	相談支援事業所 歩歩（運営）
	11	成年後見センターもだま
	12	湖南地域働き・暮らし応援センターりらく（運営）
	13	滋賀県障害者自立支援協議会
福祉サービス事業者	14	FLAT WORK OFFICE
	15	QUO. Kusatsu
	16	workshop tetote
	17	アイ・コラボレーション
	18	生活介護事業所あゆみ
	19	ウェルメント草津
	20	重症心身障害者通所施設かなえ
	21	ワークパートナーきらら 北山田
	22	ワークパートナーきらら穴村
	23	クロスジョブ草津
	24	こなんSSN
	25	滋賀障害者雇用支援センター（運営）
	26	JALAN
	27	スマイルくさつ
	28	スローステップ草津
	29	つくも
	30	ディーキャリア草津オフィス
	31	にぎやか塾
	32	にぎやか工房
	33	重症心身障害者通所施設ピアーズ
	34	フリータイム
	35	むつみ園
	36	第二むつみ園
	37	滋賀県立むれやま荘
	38	メイプル滋賀工場
	39	グループホーム・ケアホームゆかの里
	40	社会福祉法人 若竹会（法人本部）
	41	ベーカリー&カフェ協本陣
	児童通所サービス事業所等	42
43		アフタースクールあいびーつ
44		あろは笠山
45		あすなる草津
46		青い鳥

区分	NO	機関名
児童通所サービス事業所等	47	いまここ
	48	ウイズ・ユー草津笠山
	49	おひさまはうす
	50	きぼう・あおぞら
	51	こどもサポート教室「きらり」草津駅前校
	52	辻義塾
	53	げんき つなぐ
	54	こころね
	55	ジュニアスペース・らいぶ草津
	56	ジュニアスペース・らいぶ草津アネックス
	57	ソラマメくらぶ
	58	第2ももスマイル 児童デイサービスもも
	59	ともいくの森
	60	ゆにこ青地
その他 居宅事業所	61	あいサポートセンター
	62	あい・ビリーブ
	63	ヒューマンケア あゆみ
	64	ヘルパーステーションあじさい
	65	訪問介護 いまここケア
	66	ケアセンタークローバーSEED
	67	ケア湖風介護サービス
	68	障がい者サポートセンタースマイルフレンズ
	69	ヘルパーステーションダブルチーム
	70	ツクイ草津
	71	ディフェンス
	72	サポートデイジー
	73	にぎやかステーション
	74	ニチイケアセンター草津
	75	no-deライフ
	76	ヘルパーステーション向日葵 訪問介護
	77	プラスケアPeco
	78	草津地域福祉事業所 ヘルパーステーションみんなの家
79	メディケア訪問介護事業所	
80	やすらぎステーション	
81	ライフケア向日葵	
82	訪問介護事業所 るびな	
福祉・保健・医療	83	社会福祉法人草津市社会福祉協議会 地域支援グループ
	84	草津市民生委員児童委員協議会
	85	草津市ボランティア連絡協議会
	86	滋賀県精神保健福祉センター 相談支援係
	87	滋賀県中央子ども家庭相談センター 相談第一係
	88	滋賀県高次脳機能障害支援センター
	89	滋賀県発達障害者支援センター
	90	よつば訪問看護ステーション (滋賀県訪問看護連絡協議会第2ブロック)

区分	NO	機関名
教育・雇用関係者	91	草津公共職業安定所
	92	滋賀県立草津養護学校
	93	滋賀県立甲南高等養護学校
障害者関係団体	94	草津手をつなぐ育成会
	95	草津市心身障害児者連絡協議会
	96	草津市身体障害者更生会
	97	草津市肢体不自由児者父母の会
	98	草津地区障害者施設連絡協議会（運営）
	99	滋賀県脊髄損傷者協会
	100	滋賀県難病連絡協議会
	101	草津市精神障害者家族会ひまわりの会
行政機関等	102	草津市健康福祉部 障害福祉課（運営）
	103	草津市健康福祉部 生活支援課
	104	草津市健康福祉部 健康増進課
	105	草津市健康福祉部 地域保健課
	106	草津市子ども未来部 幼児課
	107	草津市子ども未来部 子ども家庭課
	108	草津市子ども未来部 家庭児童相談室
	109	草津市子ども未来部 発達支援センター（運営）
	110	草津市教育委員会 児童生徒支援課
	111	草津市環境経済部 商工観光労政課
	112	草津市立新田会館 [ほほえみの館]
	113	草津市立西一会館 [YOU I センター]
	114	草津市立橋岡会館 [熱と光の館]
	115	草津市立常盤東総合センター [ハートアンドライト]
	116	滋賀県南部健康福祉事務所 草津保健所

令和2年度草津市障害福祉の取り組みについて

1 草津市障害者グループホーム整備の補助金事業

障害者の生活施設の整備を促進し、障害者の福祉の増進を図るため、グループホームの施設整備に対して補助金の交付を行い、グループホームを整備いただきました。

【施設概要】

- | | |
|-------|------------------------------|
| ① 整備地 | 草津市長束町265番地（敷地面積 1,407.84㎡） |
| 延床面積 | 561㎡（鉄骨造 2階建 2棟） |
| 利用定員 | 22人 |
| 開所 | 令和3年4月1日 |
| ② 整備地 | 草津市山寺町1147番地（敷地面積 1,289.18㎡） |
| 延床面積 | 315.09㎡（鉄骨造 2階建） |
| 利用定員 | 7人 |
| 開所 | 令和3年5月6日 |

2 基幹相談支援コーディネーター配置事業

基幹相談支援コーディネーターを1名配置し、各相談支援事業所における困難事例等について専門的な見地からの指導・助言を行うことにより、計画相談に携わる相談支援専門員の育成および負担軽減を図り、地域の相談支援体制の強化に努めました。

3 地域生活支援拠点等の整備事業

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門性、⑤地域の体制づくり）整備、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するべく検討を行いました。令和5年度の体制整備に向けて引き続き検討を重ねます。

4 第6期草津市障害福祉計画および第2期草津市障害児福祉計画について

第5期草津市障害福祉計画および第1期草津市障害児福祉計画が、令和2年度までの計画であったため、新たに障害福祉サービス等の数値目標と具体的な確保策を検討し、第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定を行いました。

5 草津市における障害者虐待防止法に基づく対応状況について

障害者虐待に関する相談に応じるとともに虐待を受けた障害者の保護および自立支援、養護者に対する支援等を行いました。

また、障害者虐待の防止や、虐待の早期発見や養護者への支援をより進めていけるように、草津市障害者虐待対応マニュアルを作成しました。

- (1) 相談人数 12人
※ 知的障害者 7人、身体障害者 1人、精神障害者 4人
- (2) 障害者虐待があると判断した人数 6人

6 草津市の計画相談支援・障害児相談支援について

平成30年度から各相談支援事業所の体制強化を目的に、草津市指定特定相談支援体制強化費補助金を交付していましたが、事業所がより利用しやすい制度にすべく、令和2年度に交付要件を緩和しました。その結果、補助金額および交付件数が増加し、各相談支援事業所の体制強化を図ることができました。

また、障害者（児）相談支援に対する需要は年々増加しており、令和2年度のサービス等利用計画の作成数は以下の通りとなりました。増加する需要に対応するため、相談支援事業への参入促進に努め、令和2年度は新たに3事業所の指定を行いました。

(1) 特定相談支援等強化費補助金交付実績

- ・【指定特定相談支援事業所】 合計2,773,000円（7事業所）
（参考：令和元年度実績） 合計 792,000円（3事業所）
- ・【障害児相談支援事業所】 合計3,969,000円（2事業所）
（※障害児相談支援に対する補助金交付は令和2年度から制度化）

(2) 障害福祉サービス利用者数960名（令和3年3月末時点）

- ・計画作成済 960名（うち、セルフ114名）（計画作成率 100%）

(3) 障害児通所支援サービス利用者数478名（令和3年3月末時点）

- ・計画作成済 478名（うち、セルフ178名）（計画作成率 100%）

(4) 相談支援事業所数

13事業所

	事業所名	指定の種類	指定日
1	ほっとココ	特定相談支援・障害児相談支援	H29.4.1
2	栄寛相談支援事業所	特定相談支援・障害児相談支援	H24.4.1
3	ディフェンス	指定相談支援	H24.4.1
4	相談支援事業所 大地	特定相談支援	H26.11.1
5	草津市発達支援センター	特定相談支援・障害児相談支援	H27.3.1
6	相談支援事業所 歩歩	特定相談支援・障害児相談支援	H27.4.1
7	指定特定相談支援事業所 わかたけ	特定相談支援	H28.4.1
8	クロスロード	特定相談支援・障害児相談支援	H30.3.1
9	おひさまはうす	特定相談支援・障害児相談支援	H30.4.1
10	こころね	特定相談支援・障害児相談支援	R1.7.1
11	相談支援事業所 アザレア	特定相談支援	R2.5.1
12	相談支援事業所 スマイル空	特定相談支援・障害児相談支援	R2.6.1
13	ケアプランセンター 向日葵	特定相談支援・障害児相談支援	R3.1.1

7. 障害者差別解消法に基づく取組みについて

令和元年10月1日に「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」が全部施行されたことに伴い、職員研修の実施などを通じてその周知に努めました。

- (1) 聴覚障害者へ災害時のコミュニケーションのあり方を考えるためのアンケート調査を実施しました。また、調査結果をもとに関西大学近藤准教授と動画作成に向け準備を行いました。
- (2) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する草津市職員対応要領」に基づき、新規採用職員研修を実施しました。

令和2年度 草津市自立支援協議会開催状況報告

1 定例会議開催状況

開催回	開催日	構成機関数	出席機関数	出席者数	議題
74	9/24 延期	—	—	—	・権利擁護について ・講演「権利擁護について」
75	11/26	110	24	28	講演会「障害ある人の権利擁護について」オンライン会議
76	3/18	110	26	29	新型コロナウイルス感染症対策の取り組み／手引書冊子の配布

2 全体会議開催状況

開催回	開催日	構成機関数	出席機関数	出席者数	議題
72	5/28 中止	—	—	—	新型コロナウイルス感染症対策のため開催中止
73	7/9	110	54	56	・前年度取り組み報告 ・今年度の取り組み予定について

3 部会・検討会議・学習会等開催状況

名称	開催頻度	議題
相談支援部会	年4回（8月、10月、12月、2月）	別紙参照
子ども支援部会	年2回	別紙参照
草津市相談支援体制検討プロジェクト	令和2年8月、10月、12月、令和3年2月	別紙参照
新型コロナウイルス感染症防止対策研修会	令和3年2月17日	・感染防止の基礎知識 ・感染防止の防護衣の着装手順等の実技演習

令和2年度 草津市障害者自立支援協議会 相談支援部会の実施結果

部会長 節木哲也氏（地域生活支援センター 風）

副部会長 河地千衣氏（社会福祉法人にぎやか会 歩歩）

参加機関 草津市委託相談支援事業所、草津市内指定特定相談支援事業所、滋賀県障害者自立支援協議会菅沼氏、障害福祉課

（特定相談支援12か所、障害児相談支援8か所）

会場他 草津市立障害者福祉センター：2階会議室／年4回開催／午後1時半～3時

	開催日時	開催概要	参加
第1回	R2.8.19(水)	<p>【テーマ】各相談支援事業所の情報交換他</p> <p>（意見）指定特定相談支援事業所の相談員は一人事業所も多く、なかなか福祉サービスの情報を得ることが難しい。特に新規開設の相談支援事業所の相談員も、どこにどのような福祉サービスが存在するのかわかりにくい。さらに、18歳未満の障害児と成人のサービスの運用等も市役所に一つ一つ聞いている現状。こういう部会を通して理解していきたい。</p>	17名
第2回	R2.10.21(水)	<p>【テーマ】18歳未満の障害児から成人のサービスの移行について</p> <p>（報告）①指定特定相談事業所への巡回訪問の結果の報告 ②草津市相談支援体制検討プロジェクトの説明 ③草津市指定特定相談体制強化費補助金の説明 ④新規開設グループホームの情報提供</p>	13名
第3回	R2.12.16(水)	<p>【テーマ】PCAGIP法による事例検討</p> <p>事例提供者：アザレア／支援を必要とする精神障害の母親と子どもの家庭への支援について</p> <p>（報告）草津市相談支援体制検討プロジェクト経過報告</p> <p>（意見）今回のPCAGIP（ピカジップ）による事例検討のファシリテーターは節木氏、板書を河地氏が担当した。3回の巡回と、4人程度の班でクロージング（まとめ）を行った。事例提供者が参加者の質問に対応しファシリテーターと参加者がその相互作用を通じて、参加者の力を最大限に引き出し、事例提供者に役立つ新しい取り組みや具体的なヒントを見いだすことができた。</p>	16名
第4回	R3.2.17(水) （一部 zoom での参加）	<p>【テーマ】新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難障害者等支援事業の説明と依頼</p> <p>（報告）①社会資源の情報提供 ②養護者等からの要望等について</p> <p>（感想）濃厚接触者への支援の手引き（草津市版）について説明し、新型コロナ感染によって生じる利用者及び利用者の家族での対応について協議。相談部会も対面と zoom による対応を行ったが、一部音響が悪く全体のオンライン会議や研修実施スキル向上が課題。</p>	13名

子ども支援部会

1. 開催日

令和2年8月21日

2. 参加機関

医療機関、訪問看護ステーション、学校、放課後等デイサービス事業所、障害福祉事業所、行政（市、県）

3. 協議内容

○令和元年度に実施した保護者対象の調査（医療的ケア児の実態把握と支援ニーズ）の報告

・41人の保護者へ配布。26人から回答（回収率63%）

・保護者の主な困りごと

①災害時の避難や避難先での生活に不安

②子どもの医療的ケア児等に伴う精神的、身体的な負担が大きい

③どんな福祉サービスがあるのか分からない

○今後の取り組み

・調査結果等を自立支援協議会へ報告

・協議内容の①は、自立支援協議会の運営会議や定例会議で協議。②、③は部会で協議

令和2年度 草津市相談支援体制検討プロジェクト 開催報告

プロジェクトリーダー：園田 実乗（NPO法人草津市中心身障児者連絡協議会理事長）

副リーダー：河尻 朋和（滋賀障害者雇用支援センター）

（委員）

節木哲也（成人相談支援事業所の代表・草津市障害者自立支援協議会相談支援部会長）、中村順子（児童相談支援事業所の代表）、河尻朋和（就労支援機関の代表）、黒木稔（委託相談支援事業所の代表）、大橋栄志（障害者支援事業所の代表）、菅沼敏之（滋賀県障害者自立支援協議会事務局）、小林淳子（発達支援センター・児童相談支援事業所の代表）、木野巧也・井口純（草津市障害福祉課）、小枝昭彦（草津市立障害者福祉センター）、園田実乗・寺嶋博子（事務局）
敬称略

（会議の目的）

草津市における障害児者の自立支援に向けた相談支援の担い手を増やし、計画相談、委託相談（一般相談）の役割分担を検討し、相談支援の新規利用希望に十分こたえられる体制の検討を行う。協議の結果は、草津市障害児（者）自立支援協議会の運営会議、定例会議等を通して構成機関に報告し、草津市の相談体制の将来像を市に提案する。

（会場）草津市立障害者福祉センター

	概要
第1回	<p>【令和2年8月27日（木）9：30～11：30】</p> <ul style="list-style-type: none">○草津市相談支援体制検討プロジェクト実施要領の説明○PJリーダー、副PJリーダーの選任○草津市の相談支援を取り巻く現状について（統計資料から）○相談員が感じている課題（相談支援事業実態調査報告）○今後の進め方の事務局提案（意見等） <p>・今後のPJ会議進行スケジュール、草津市の相談体制（イメージ図）の事務局提案</p> <p>・相談体制についての課題等の意見交換</p> <p>相談員業務のメンタルヘルスサポートの必要性、報酬の低さによる運営の困難さが他市町と同様に草津市にも存在する。</p> <p>・草津市の委託業務に関する予算的背景、委託相談業務の実態等がわかりにくい。</p>
第2回	<p>【令和2年10月12日（月）13：30～15：30】</p> <ul style="list-style-type: none">○草津市の相談支援の現状について（資料に基づいて説明）○県下の委託相談に係る委託料の比較（県資料参考）○市内の指定特定相談支援事業所等の巡回訪問の結果の報告とそこから見える課題について○計画相談の実施見込み数（草津市障害者福祉計画の将来推計を参考に） <p>（意見等）</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・草津市の委託相談の経費は、地域生活支援センター風へ一部委託、及び草津市立障害者福祉センターの指定管理業務との抱き合わせにより、独自の体制になっている。 ・相談員を感じる業務量的飽和については、客観的数値での資料化が必要。 ・市内指定特定相談支援事業所の相談員の配置体制は、多くが1名配置。または複数の相談員の配置があっても法人の他の業務との兼務をしている。 ・多くの事業所が新規の計画相談を積極的に受けられない体制が存在。
第3回	<p>【令和2年12月8日（火）13：30～15：30】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○委託相談（一般相談）の状況（地域生活支援センター風・草津市障害者福祉センター） ○計画相談対象者数の増加と各事業所の受け入れ予測（第5期草津市障害福祉計画・第1期草津市障害児計画から） ○指定特定相談支援事業所の独立採算のためのシュミレーション資料の提案 ○草津市に必要な相談支援体制の整備について（意見等） <ul style="list-style-type: none"> ・委託相談事業所の草津市立障害者福祉センターと地域生活相談支援センター風は、いずれも計画相談の対応が多く、一般相談への対応が十分に対応できない。 ・計画相談対象者数の増加と各事業所の受け入れ予測については、いずれの事業所も現状では厳しい状況。 ・草津市指定特定相談支援体制強化費補助金を活用した、計画相談の受け入れの拡大の推進を提案した。
第4回	<p>【令和3年2月3日（火）13：30～15：30】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○提言書のアウトライン ○提言書の内容の確認（意見） <ul style="list-style-type: none"> ・発達支援センターと児童指定特定相談支援事業所の利用者の増加の課題。 ・利用者の成長や状況の変化で家庭の介護状況や利用サービスの変更など報酬にならない対応が多く、事業所は固定費が欲しい。 ・提言書（案）の内容について 今後の体制についてコンパクトな内容での整理が必要。優先順位があった方がよい。 課題の整理の仕方は、地域全体の課題という視点での修正が必要。ほっとココ（委託相談支援事業所）からの視点に集中しすぎている。
第5回	<p>【令和3年3月10日（水）…事務局協議に変更】</p>

令和2年度は上記の通り活動を実施。現在、提案書作成段階に入っており、令和3年度上半期中には市自立支援協議会定例会議に提出する予定。

令和2年度 障害者とその家族の孤立化防止の取り組み事業の報告

1. 事業の目的

障害者とその家族が地域で孤立することなく生活を送っていくため、孤立を防止する活動を行うとともに、地域で障害や障害者についての理解を促進することを目的とする。

2. 事業の内容

- (1) 孤立が懸念される障害者世帯の訪問活動
- (2) 障害者を養護する者が気軽に参加し、懇談できるサロンの開催
- (3) 支援者・各支援主体等への啓発活動およびネットワークづくりの検討

3. 事業参加団体

- ・ 特定非営利活動法人草津手をつなぐ育成会
- ・ 草津市肢体不自由児者父母の会
- ・ 草津市精神障害者家族会ひまわりの会
- ・ 草津市民生委員児童委員協議会
- ・ 草津市社会福祉協議会
- ・ 草津市健康福祉部障害福祉課
- ・ 特定非営利活動法人草津市心身障害児者連絡協議会（事務局団体）

4. 活動内容

(1) 孤立化防止検討会

①第1回孤立化防止検討会 開催日8月6日（木） 参加者16名

（内容）令和元年度の振り返りと、令和2年度の取り組み、年間スケジュールについて説明した。サロン活動については、前年度までの一極型から物理的にも参加しやすい分散型の環境を作ることで合意し、中学校区6か所のまちづくりセンターでの開催が決定した。

【活動期間】

- ・ 訪問活動 10月～2月
- ・ サロン活動 11月～1月

②第2回孤立化防止検討会 開催日9月9日（水） 参加者17名

（内容）訪問対象者の選出と訪問担当者の選定を行った。サロン活動については、開催方法の検討とチラシの内容について確認した。また、民生委員のサロンへの参加等については市障害福祉課に一任することとし、協議検討のうえ決定および実施する方向性で全会一致した。

③第3回孤立化防止検討会 開催日12月7日（月） 参加者17名

（内容）11月開催のサロンについて振り返り、良かった点や改善点などを話し合った。また、アドバイザーの立命館大学田村先生より「訪問活動の意義と基本について」ご講義いただき、その後グループに分かれて訪問活動について体験談や意見交換を行った。

④第4回孤立化防止検討会 開催日2月24日(水) 参加者18名

(内容) サロン活動について、各会場および総参加人数の報告があった。次年度に向けて、市障害福祉課より活動方針、方向性の提案があった。訪問対象者の管理は市と事務局で行い、訪問活動の主体は市と事務局に置く。なお、継続対象者についてはこれまでの繋がりを重視して各団体に協力をお願いする。サロン活動は規模を縮小して、より参加しやすい場の提供を検討する。また、学習会として各家族会や民生委員、関係機関が参加できる座談会を開催し、支援者の繋がりを作るとともに孤立化防止の啓発を行う。

(2) 訪問活動

①訪問対象者について

前年度訪問した世帯とこれまで継続して訪問している世帯については、関係性も深まってきているため引き続き対象者とした。新規対象者は、各家族会、ほっとココよりリストアップした。

これにより、今年度は継続18世帯、新規9世帯の27世帯を訪問対象者とした。

②訪問担当者について

障害種別ごとに、知的障害者は「育成会」、身体障害者は「父母の会」、精神障害者は「ひまわりの会」が担うことを前提に検討した。その中で、市職員が同席することで効果がある場合と、障害者の親同士の方が言いたいことが話せる場合があるため、それぞれのケースに合わせてペアを選定した。

③訪問活動について

継続対象18世帯のうち、訪問を実施したのは14世帯、電話での聞取りが1世帯、訪問を希望しない方が3世帯あった。新規対象9世帯のうち、訪問を実施したのは1世帯、電話での聞取りが4世帯、訪問を希望されない方が1世帯、返信なしが3世帯であった。

【訪問活動の評価】

訪問を継続していく中で信頼関係や安心感が蓄積され、関係性の構築ができてきている。訪問員は解決を探るのではなく、曖昧・微妙な関係性に対して切れかかっている糸をしっかりと繋ぎ太らせていく役目を担っている。いかに継続して訪問活動を豊かに充実させるかが今後の課題であるが、もう一方で、段々と受け入れられる訪問活動になってきている分、チームをいかに作ってこの活動を活かすのかが必要になってきている。

(3) サロン活動

①ふくふくサロン第1回

日時 11月9日(月) 13:30~15:30

場所 常盤まちづくりセンター

参加者 32名

②ふくふくサロン第2回

日時 11月18日(水) 13:30~15:30

場 所 志津南まちづくりセンター

参加者 24名

③ふくふくサロン第3回

日 時 12月2日(水) 13:30~15:30

場 所 笠縫まちづくりセンター

参加者 27名

④ふくふくサロン第4回

日 時 12月23日(水) 13:30~15:30

場 所 老上西まちづくりセンター

参加者 23名

⑤ふくふくサロン第5回

日 時 1月6日(水) 13:30~15:30

場 所 渋川まちづくりセンター

参加者 24名

⑥ふくふくサロン第6回

日 時 1月20日(水) 13:30~15:30

場 所 玉川まちづくりセンター

参加者 24名

【サロン活動の評価】

コロナ禍での開催となったが、今年度から民生委員の積極的な参加もあり沢山の方に参加していただいた。同じ立場の養護者同士で話ができるように障害種別ごとにテーブルを分け、各家族会が進行役を受け持った。普段は話せないことや悩み事など語り合うことができ、民生委員との交流や相互理解の機会となり大変実りあるサロンであったと言える。しかしながら、大勢でのサロンは当事者が参加しづらいこともあり、サロンの在り方や方針を見直す必要がある。

5. 次年度に向けて

- ①孤立が懸念される障害者世帯への訪問活動
- ②障害者とその家族が気軽に参加し、懇談できるサロンの開催
- ③支援者・各支援主体等への啓発活動およびネットワークづくりの検討

6. 令和2年度「障害者とその家族の孤立化防止の取り組み事業」事務局団体

特定非営利活動法人 草津市心身障害児者連絡協議会

事務局 草津市立障害者福祉センター

代 表 理事長 園田実乗

令和2年度 新型コロナウイルス感染防止対策について（草津市障害児（者）自立支援協議会）

1. 南部保健所（圏域の動き）

令和2年9月23日（水）【新型コロナウイルス感染防止対策会議（圏域）：南部保健所】
滋賀県新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難障害者等支援事業の説明等

2. 草津市障害児（者）自立支援協議会

南部保健所での会議を皮切りに、新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難障害者等支援事業の対応を中心に下記のような対応を行った。

(1)関係機関の緊急連絡先の確認【令和2年12月末：FAX】

市内に居住する障害者が年末年始に新型コロナの感染に係る緊急対応が必要になった時に、通所先などの関係機関の職員が緊急に対応する場合を想定し、連絡先の確認を行い迅速な対応に備えた。

(2)運営協議会での協議【令和3年1月22日（金）：オンライン】

- ・新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難障害者等支援事業の理解と進め方
- ・職員派遣までの流れの確認（フロー図）
- ・スタッフの登録方法について（他圏域の取組み紹介）
- ・障害者及び家族が備えるための手引書の紹介（他圏域の手引書作成の紹介）
- ・福祉事業所向け感染防止対策研修会の開催について
- ・課題の検討
 - ① 福祉事業所等への情報発信・研修の必要性
 - ② プロジェクトの立ち上げ（⇒コロナ対策は迅速性が求められるため発足に時間を要するプロジェクトの立ち上げは見送る。）
 - ③ 18歳未満の障害児は発達支援センターが担当する。
 - ④ 保健所との連携は障害福祉課が担当する 等

(3)新型コロナウイルス感染症対策研修会【令和3年2月17日（水）：対面とオンライン配信】

講師：社会医療法人誠光会 感染管理認定看護師 中村こずえ氏

内容：「濃厚接触者に接する際の感染対策」講義と実技（防護衣の着脱手技）

参加：オンライン参加：18事業所、対面参加人数13人

(4)草津市障害児（者）自立支援協議会定例会議【令和3年3月18日（木）：オンライン】

新型コロナウイルス感染症対策について

- ・新型コロナウイルス感染時の支援手順の手引き（草津市版）の説明
- ・新型コロナウイルス感染疑い発生時の対応フローの説明
- ・スタッフ派遣要請の対応（フロー図）の説明
- ・意見交換

(5)新型コロナウイルス感染時の支援手順の手引き（草津市版）の作成と発送【令和3年3月30日】

添付書類①「新型コロナウイルス感染疑い発生時等の対応フローについて」

②「職員派遣までの流れ（フロー図）」

発送先：草津市障害児（者）自立支援協議会構成機関等の福祉サービス事業所等

配付部数：86事業所：約900人分

令和 2 年度活動報告

湖南地域働き・暮らし応援センター ‘りらく’
(障害者就業・生活支援センター)

1. 当センターの令和 2 年度年間活動実績

①相談件数（年間件数：6,872 件）

	身体障害	知的障害	精神障害	その他				合計	
				発達障害	難病	高次脳機能障害	その他		
来所(家族等も含む)	34	515	662	87	29	3	0	55	1,298
電話・電子メール等(家族等も含む)	284	1,459	1,848	172	55	13	0	104	3,763
職場訪問(定着支援、職場実習支援を含む)	33	579	361	20	5	1	0	14	993
家庭・利用施設への訪問	2	46	5	0	0	0	0	0	53
その他※	42	389	304	30	5	2	0	23	765
合計	395	2,988	3,180	309	94	19	0	196	6,872

②登録者状況 登録者 1,379 名（うち令和 2 年度登録 **84 名**）

	身体障害		知的障害		精神障害	その他の障害				合計	
	(うち重度)		(うち重度)			発達障害	難病	高次脳機能障害	その他		
在職中	63	36	336	6	211	46	17	1	1	27	656
求職中	72	42	220	4	370	57	23	3	1	30	719
その他	1	1	0	0	1	2	2	0	0	0	4
合計	136	79	556	10	582	105	42	4	2	57	1,379

※上記のうち、草津市在住の登録者状況

	身体障害		知的障害		精神障害	その他の障害				合計	
	(うち重度)		(うち重度)			発達障害	難病	高次脳機能障害	その他		
在職中	13	9	114	3	77	19	7	1		11	223
求職中	25	16	72	2	146	18	6	1		11	261
その他						1	1				1
合計	38	25	186	5	223	38	14	2	0	22	485

③今年度登録者（84名）の相談経路

①ハローワーク	10
②地域障害者職業センター	3
③特別支援学校	13
④就労移行支援事業所	5
⑤上記④以外の福祉サービス事業所	3
⑥福祉事務所、市町村役場等行政機関	12
⑦直接利用（家族を含む）	21
⑧上記以外 ※	17
合計	84

※「⑧上記以外」の具体的な利用経路

発達支援センター、精神科病院、相談支援事業所、他圏域就業・生活支援センター、高等学校や大学、企業等

④職場実習（トライワークなど）の実施件数…71件

⑤一般事業所への就労件数…81件

	身体障害		知的障害		精神障害	その他の障害				合計	
		(うち重度)		(うち重度)		発達障害	難病	高次脳機能障害	その他		
一般 (30h~)	1	1	31		16	2	1			1	50
長時間① (20~30h)	2	2	15		9	1				1	27
短時間② (~20h)					3	1				1	4
合計	3	3	46	0	28	4	1	0	0	3	81

⑥職場定着支援について（平成31年度実績より～就職件数100件を対象）

平成31年度の就職件数のうち1年経過時点の定着件数および定着率

	身体障害		知的障害		精神障害	その他の障害				合計	
		(うち重度)		(うち重度)		発達障害	難病	高次脳機能障害	その他		
就職件数	12	4	43	1	41	4	2			2	100
在職者数	9	2	37	1	29	2	1			1	77
定着率	75.0%	50.0%	86.0%	100.0%	70.7%	50.0%	50.0%	-	-	50.0%	77.0%

注1) 在職者数は勤務時間の別に関わらず障害種別の在職者数の合計を記載すること

注2) 定着率：(③/①)*100

⑦まとめ

- 相談者の傾向として、発達障害者（知的障害や精神障害を伴う者も含め）や精神障害者が非常に多くなっている。また近年では触法障害者の方の支援依頼もあり、我々、支援者自身のスキルもとても高いものが求められるようになってきているのが現状である。またセンターで関わる相談者については、前述の通り、対応が困難なケースが多く、医療や福祉、発達障害者支援センター、地域生活定着支援センターなど専門機関との連携がとても重要であると考えている。相談者に対して充実した支援体制を継続していくためにも、センター職員のスキルアップ、人材育成が非常に重要であると考えている。
- 企業支援（特に雇用導入に関する相談）に関しては年々増加傾向にある。その背景として慢性的な人手不足と言う社会的課題が考えられる。ただ単に障害当事者を雇用につなげるというだけではなく、本人・企業双方にとってメリットとなるつながりを作っていくことが大切であると考えている。また広域事業を担う機関として、地域の就労就労支援機関を利用する方々に対しても雇用の情報が広げられるよう、ハローワークらと連携を図っていくことも重要と考える。今後法定雇用率の上昇が見込まれる中で、雇用導入に関する相談や職場定着支援等、より一層企業への支援を強化していく必要があると考える。
- 令和元年度末から流行している新型コロナウイルスの影響に伴い、業務縮小や休業の選択をされた企業も少なくない（一部では現在も継続中）。働く障害のある人にとっても、離職、終業時間の短縮、企業からの求人の減少等影響のある一年だった。
- 当圏域においてはここ数年で就労継続支援 A 型事業所が多く立ち上がっており、今年度の A 型事業所への就職件数もこれまでになく多い実績となった。また A 型事業所のみならず、就労移行支援事業所、B 型事業所等、就労支援機関の選択肢が多いことも当圏域の特徴と言える。そんな中それぞれの機関が十分に役割を発揮し、一般就労への後押しができるよう、障害者就業・生活支援センターとして地域の就労支援機関等に対して支援ノウハウの伝達を行う等、支援力の底上げにも注力していきたいと考える。

地域生活支援センター風（令和2年度集計）

相談支援事業

	来所相談						サロン相談						同行						電話相談						訪問						全相談延べ件数					
	草	栗	守	野	圏外	計	草	栗	守	野	圏外	計	草	栗	守	野	圏外	計	草	栗	守	野	圏外	計	草	栗	守	野	圏外	計	草	栗	守	野	圏外	計
1 体調面 医療関係	3	4	3	22	1	33	12	8	12	17	4	53	9	22	24	48	3	106	118	71	76	110	10	385	32	20	38	35	3	128	174	125	153	232	21	705
2 家庭・ 家族関係	5	1	3	4	1	14	14	1	3	6	7	31	0	2	2	1	0	5	69	10	22	30	4	135	14	7	13	6	0	40	102	21	43	47	12	225
3 金銭関係	3	2	2	1	0	8	0	1	4	0	0	5	0	3	1	7	0	11	20	13	38	10	2	83	16	13	15	3	0	47	39	32	60	21	2	154
4 制度・ 手続き	5	0	3	9	0	17	2	0	2	0	0	4	22	9	10	20	0	61	45	17	42	23	1	128	43	33	34	38	10	158	117	59	91	90	11	368
5 人間関係	2	0	5	8	2	17	3	1	5	7	4	20	0	0	0	1	0	1	12	6	21	11	5	55	6	1	4	0	2	13	23	8	35	27	13	106
6 日常生活・ 余暇	9	2	3	10	2	26	9	5	14	18	7	53	1	25	20	30	3	79	164	30	151	132	46	523	82	53	77	60	5	277	265	115	265	250	63	958
7 作業所利用	0	0	0	14	0	14	0	1	1	9	0	11	13	4	1	3	0	21	35	24	33	41	2	135	25	5	17	16	1	64	73	34	52	83	3	245
8 風利用関係	2	0	3	2	5	12	14	2	8	8	7	39	0	0	0	0	0	0	26	13	36	31	11	117	0	2	3	0	0	5	42	17	50	41	23	173
9 関係機関・ 社会資源	0	0	0	3	2	5	2	2	1	6	1	12	2	1	5	5	0	13	38	11	34	43	2	128	15	14	8	7	3	47	57	28	48	64	8	205
10 社会参加・ ボランティア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	4	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	4
11 就労	5	2	4	2	1	14	11	2	0	1	16	30	2	0	0	0	0	2	39	12	11	9	6	77	14	2	10	0	0	26	71	18	25	12	23	149
12 心理的不安	2	1	0	9	2	14	3	1	4	1	2	11	0	0	0	0	0	0	204	44	78	121	12	459	26	14	11	15	4	70	235	60	93	146	20	554
13 状況確認	2	1	2	26	0	31	2	1	0	2	0	5	0	0	0	1	0	1	119	52	62	80	12	325	154	86	144	155	35	574	277	140	208	264	47	936
14 その他	1	0	1	1	1	4	2	0	0	1	0	3	2	3	0	3	0	8	93	22	75	68	31	289	18	10	24	9	2	63	116	35	100	82	34	367
計	39	13	29	111	17	209	74	25	54	76	48	277	51	69	63	119	6	308	984	325	679	711	144	2843	445	260	398	344	65	1512	1593	692	1223	1361	280	5149
	19%	6%	14%	53%	8%		27%	9%	19%	27%	17%		17%	22%	20%	39%	2%		35%	11%	24%	25%	5%		29%	17%	26%	23%	4%		31%	13%	24%	26%	5%	

《相談支援活動のまとめ》

①相談支援内容について

・コロナウイルスの影響が大きかった1年であり、サロンの閉所や時間短縮をしている期間も長くあった。そのために来所相談、サロン相談は前年度と比べると大きく減少した。しかし、その反動として電話相談は増加しており、自宅へ過ごす時間が多くなった利用者からの電話が増加したと思われる。また、一方で訪問の実人数は前年度と大きく変化はないが、回数が減少しているのも、コロナウイルスの影響で訪問を控えた時期があったためと考えられる。訪問できない代わりに、電話で体調などの確認を行った。相談の方法としては前年度と比べて来所が減り、電話が多くなったが、全相談の延べ件数はやや増加しており、コロナウイルスの感染拡大の状況下でも相談方法を個々に検討しながら対応できていた。相談の中でもコロナウイルス関連の相談は月5件程度であった。具体的には「熱があるけど、どうしたらいいか」「作業所での過ごし方がコロナウイルス対策で変わって、しんどい」など電話での相談が多かったが、中には訪問時に熱があることが確認されたり、同居家族がPCR検査を受けたことがわかったケースもあった。

・相談の実人数は303人。その内、担当を付けて個別支援をしているのは242人。計画相談はその内の185人である。個別ケースの中には、ご本人だけでなく、家族全体に支援が必要なケースも増加しており、教育機関や介護保険事業所、子育て支援センターなど、ご家族の支援機関と連携することも多くなってきた。『親じき後』を心配される方も多く、日常の支援の相談に加え、相続の相談もあり、実際に成年後見人制度を申請し、相続の手続きをされた方もおられた。

・医療観察法のケースは現在1名が通院処遇中で、ケース会議に参加していたり、計画相談で関わっている。処遇が終了したケースも複数名おられ、いずれも支援を継続している。

・アウトリーチ事業はH29年度末で終了しているが活動は継続している。対象ケースは平均6~7名。病状が重く入院を繰り返す、治療が途切れがち、地域トラブルの経過有、ひきこもり、既存サービスに繋がらない等一般的な支援では地域生活が困難なケースに対し、多職種で根気強くアウトリーチ支援を継続している。

・今年後は1人休職中のスタッフがおり、各ケースを他スタッフが分担してカバーしてきたので、各スタッフの負担が増え、新規をほとんど受けることが出来なかった。分担してカバーしたケースについては、大きな問題なく、支援することが出来た。

②家族への相談対応（件数と主な内容）

草津市	栗東市	守山市	野洲市	圏域外	計
63	28	28	62	2	183

- ・制度手続き
- ・本人抜きで相談がしたい。
- ・最近の様子はどうか(遠方、別居家族)
- ・本人との関わり方
- ・地域トラブルへの対応
- ・家族自身のストレス傾聴
- ・緊急対応

③個別支援会議参加状況

草津市	栗東市	守山市	野洲市	圏域外	計
85	55	96	75	20	331

コロナウイルスの感染予防の状況から、個別支援会議も延期や中止が多くなり、現在は感染状況の様子を見ながら、必要時には行うようにしている。

④相談支援対象者について

相談者実人数（担当ではない単発的な相談を含む）

草津市	栗東市	守山市	野洲市	圏域外	計
73	50	77	72	31	303

（相談形態ごとの実人数）

	来所	サロン	同行	電話	訪問
草津市	13	13	20	54	51
栗東市	5	6	18	37	36
守山市	12	13	24	54	55
野洲市	23	14	23	50	52
圏域外	11	14	3	21	11
計	64	60	88	216	205

訪問や同行で支援しているケースが多い。

個別支援実施者（担当を付けて継続的に支援している方）

草津市	栗東市	守山市	野洲市	圏域外	計
62	45	61	58	16	242

（※各相談員の担当ケース数 黒木：65 田中：67 節木：64 北村：45）

計画相談対象者（R3/3末現在）

草津市	栗東市	守山市	野洲市	圏域外	計
47	36	46	44	12	185

今年度は新規ケースは9名。元々、一般相談で関わっていたケースや、複雑な課題のある困難ケースを受けることが多かった。終了ケースは8名。作業所やグループホームを退所して終了になった方が多かったが、一般相談として関わりを続けている。また、一度終了になったが、再度計画相談に入るようになったケースが2名おられた。

R2年度集計 草津市発達支援センター 相談件数

令和2年度

相談主訴	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
子への関わり方	24	7	22	21	11	19	23	21	5	7	12	6	178
親の不安	24	16	25	15	9	11	13	6	7	4	6	8	144
検査希望	26	16	25	15	24	23	16	25	17	7	19	3	216
行動の問題	13	10	30	11	18	22	31	26	15	16	10	0	202
学習の問題	3	4	5	3	1	0	1	0	0	1	0	1	19
対人関係	12	4	14	6	6	4	5	10	1	2	12	2	78
こだわり	10	2	3	2	2	2	2	1	3	2	1	1	31
集団不適応	2	0	2	2	2	4	6	5	4	0	1	2	30
発達の遅れ	2	7	41	24	17	18	52	15	7	15	2	2	202
発達障害	20	10	11	10	1	6	5	5	3	3	5	5	84
ことばの問題	1	1	15	4	8	5	13	11	4	8	3	0	73
行き渋り	8	3	6	1	4	1	3	2	3	0	0	2	33
不登校	5	1	1	1	1	0	0	0	0	2	2	0	13
進路相談	6	2	13	4	0	1	2	1	1	3	0	0	33
就労相談	18	7	3	4	1	3	2	1	3	3	0	1	46
社会生活の不適応	9	1	1	0	1	1	1	2	1	0	0	1	18
金銭問題	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0	4
福祉サービス	51	11	16	12	12	14	12	10	10	6	7	9	170
合計	234	102	234	136	118	134	187	141	84	80	81	43	1574

令和2年度

相談内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
保護者相談	56	66	119	122	86	109	114	112	111	106	109	116	1226
本人相談	39	20	37	39	33	38	46	45	40	36	31	45	449
発達検査等	13	15	66	60	59	51	109	55	41	45	22	16	552
合計	108	101	222	221	178	198	269	212	192	187	162	177	2227

令和3年度草津市障害福祉の取り組み予定について（新規等主な事業）

1 草津市指定特定相談支援等体制強化費補助金

平成30年度より、新規ケースや市の委託相談支援事業所であるほっとココからの移行ケースについて、サービス利用計画、またはモニタリング報告書を作成した指定特定相談支援事業所（以下、相談支援事業所と言う。）に対して、草津市指定特定相談支援体制強化費補助金を交付していましたが、各相談支援事業所が当該補助金をより利用しやすい制度にするため、令和2年度に補助金要綱を改正し、交付要件を下記の通り緩和しました。

第6期草津市障害福祉計画・第2期草津市障害児福祉計画においても、障害児・者ともに相談支援に対する需要は年々高まっていくと予測しており、早急に相談支援体制の強化を図っていく必要があります。

令和3年度においては、当該補助金制度をさらに周知し、草津市内は基より、要件緩和により対象エリアとした湖南福祉圏域にある相談支援事業所においても活用していただけるよう利用促進を図ります。

〔要綱改正ポイント〕

	旧制度（令和元年度まで）	新制度（令和2年度～）
対象事業所	指定特定相談支援事業所のみ	指定特定相談支援事業所および指定特定障害児相談支援事業所（草津市、栗東市、守山市、野洲市の事業所）
補助対象要件	新規ケース、またはほっとココからの移行ケース数が5件以上となる事業者	新規ケース、ほっとココからの移行ケース、または発達支援センターからの移行ケース数が1件以上となる事業者
申請時期	1年に1回申請	3カ月ごとに申請可
補助内容	<ul style="list-style-type: none"> ●基礎加算費の上限あり（2年） 計画：1件につき15千円 モニタ：1件につき12千円 それぞれ1件につき請求は2回が上限 ●追加加算費が10件毎の補助 10件以上：初年度254千円 次年度 89千円 20件以上：初年度639千円 次年度297千円 以下省略 	<ul style="list-style-type: none"> ●基礎加算費の上限なし 計画：1件につき15千円 モニタ：1件につき12千円 <u>請求に上限はなく、支援終了まで毎年請求可能</u> ●追加加算費が5件毎の補助 5件以上：初年度116千円 次年度 30千円 10件以上：初年度254千円 次年度 89千円 以下省略

2 基幹相談支援センターの機能強化

草津市では相談支援体制の充実・強化を図るために、令和2年度から基幹相談支援コーディネーターを設置しております。

令和3年度については、引き続き、更なる機能強化に向けて、より具体的な取り組みを進めていきたいと考えております。

基幹相談支援コーディネーターの具体的な事業内容としては、下記の6項目となり、相談支援事業所内で調整が難しい困難ケース等の相談・訪問・会議の同行支援、事業所内の研修開催等、障害の種別に関わらず、地域の総合的・専門的な相談支援窓口として活用することができます。

草津市における相談支援の中核的な役割を担い、障害者支援における様々な場面で機能することができるよう、委託事業者と調整を図ってまいります。

[事業内容]

- (1) 総合的・専門的な相談支援の実施（調整が難しいケースの対応等）に関すること
 - ア 障害の種別や各種ニーズに対応できる相談窓口として、総合的・専門的な相談支援を実施
 - イ 新規ケースの緊急的な相談支援および地域の相談支援事業所への引継ぎ

- (2) 地域の相談支援体制の強化の取組に関すること
 - ア 地域の相談支援事業所への専門的指導・助言
 - イ 相談支援従事者等の人材育成

- (3) 社会資源の活用支援に関すること
 - ア 地域資源の開発、強化
 - イ 自立支援協議会等への参加および運営協力

- (4) 権利擁護・虐待防止に関すること
 - ア 受理会議への参加・助言・情報提供
 - イ 被虐待者、養護者への支援体制へのフォローアップ
 - ウ 権利擁護・虐待防止に関する啓発・研修の企画・運営・講師

- (5) 地域移行・地域定着の促進の取組に関すること
 - ア 地域移行・地域定着の事業促進・普及・啓発

- (6) 地域生活支援拠点に関すること

3 地域生活支援拠点等の整備事業

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（①相談、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門性、⑤地域の体制づくり）を令和5年度運営開始に向けて整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。

《参考》 第6期草津市障害福祉計画（2021~23）から抜粋

第2章：計画の数値目標等 → 3. 地域生活支援体制の充実

【国の基本指針に定める目標値】

令和5年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を整備し、その機能の充実のため年1回以上運用状況を検証及び検討を行う。

【市の成果目標】

障害のある人が安心して暮らせる地域の体制づくり（面的整備型）

（1）当市の地域生活支援拠点に必要な機能を既存施設や事業者等が分担して担い、個々の機能の有機的な連携により効果的な支援が確保されるよう面的整備型にて地域生活支援拠点を整備します。

（2）地域生活支援拠点の必要な機能については湖南福祉圏域をはじめ、草津市障害児（者）自立支援協議会や湖南地域障害児・者サービス調整会議等を通じて障害のある人のニーズを総合的に捉え、機能強化を図ります。

令和3年度 草津市障害児(者)自立支援協議会の取り組み(案)

1. 自立支援協議会(全体会議・定例会議・研修会)

(場所) 草津市役所

回	日程	時間	種別	会場	内容(テーマ)	備考
77	5月31日(月)		全体会議	—	前年度の報告、今年度の取り組みについて	書面会議
78	7月8日(木)	9:30~11:30	定例会議	8階 大会議室	新型コロナウイルス感染症 対策の取り組み	
79	9月22日(水)	9:30~11:30	研修会	8階 大会議室	虐待対応・権利擁護	市民にも 公開
80	11月18日(木)	13:00~16:00	定例会議	2階特大 大会議室	検討中	
81	3月18日(金)	9:30~11:30	定例会議	8階 大会議室	検討中	

※場所はオンライン会議など変更する場合があります。

2. 新型コロナ対策の検討

<前年度の状況>

- ・濃厚接触者への支援の手引き作成。
- ・新型コロナウイルス完成疑い発生時の対応フロー及び家族の要請等により利用者の支援に至る流れの作成。
- ・新型コロナウイルス感染防止対策研修会の開催。

<未整備な点>

- ・手引きは作成したが、支援スタッフの募集をしておらず、実用には至っていない。→募集の仕方については検討が必要。
- ・新型コロナウイルス感染防止対策研修会は実施したが、依然防護服の着方や対策の仕方など理解、周知がされていない。
- ・新型コロナウイルス感染に関する様々な想定、シュミレーションが不十分である。

上記未整備な部分に関しては地域全体としての課題であり、地域が連携して取り組まなければならない。また、現在、ワクチン接種がなされているがまだまだ、収束の兆しが見えない。よって、今回、対策や対応を再度検討していくとともに、様々な角度から考える場を持ちたい。

3. 令和3年度草津市相談支援体制検討プロジェクトの開催予定

(1) 会議の方向性

令和2年度に検討した事項について、草津市の相談体制のより良い体制についてまとめを行う。プロジェクト会議の集約として提言書を作成する。

提言書に基づく今後の進捗管理の方法について検討する。

(2) 報告の方法

- (1) 草津市障害児（者）自立支援協議会の運営会議に提案
- (2) 草津市障害児（者）自立支援協議会定例会での報告
- (3) 草津市に提言書の提出

4. 相談支援部会

令和3年度 草津市障害児（者）自立支援協議会「相談支援部会の開催日」

開催時間 13：00～15：30 場所 草津市障害者福祉センター

月日	曜日	テーマ（案）
5月19日	（水）	相談支援とは・相談の仕組み（報酬改定について等）
7月21日	（水）	事例検討（支援機関が多く介入している多問題家庭への支援・子ども・高齢者）
9月15日	（水）	介護保険制度の流れ（介護保険と障害福祉サービスの違い・スムーズな移行）
11月17日	（水）	相談支援事業の成り立ちと相談支援の質の向上
1月19日	（水）	事例検討（本人の自立を支援するうえでの困難事例等）
3月16日	（水）	交流・懇談会

5. 子ども支援部会

1. 目的や参加機関

医療的ケア児の支援について、医療、保健、教育、福祉等の関係機関で課題や必要な取り組みについて協議を行う。（要領参照）

2. 令和3年度の予定

日程	内容
第1回 7月頃	市内の医療的ケア児の実態把握やニーズ調査（令和元年度実施）にもとづき、保護者に対して、医療的ケア児の支援情報が十分伝わるようリーフレットの作成等に向けて必要な取り組みを進める。 調査の結果から、保護者の困りごとや希望として、①医療的ケア児の支援情報を知りたい、②災害時の避難場所や生活が不安、③子どもの育児（介助）に伴う身体的、精神的な負担が大きい等があげられている。
第2回 10月頃	上記と同様

(資料)

令和2年度 草津市医療的ケア児支援のための協議の場開催要領

(目的)

第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の6第2項及び同法を受けた「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について」（平成28年6月3日障発0603第2号）に基づいて、草津市医療的ケア児支援のための協議の場（以下「協議の場」という。）の開催に必要な事項を定めることにより、保健、医療、福祉、教育等の医療的ケア児支援に関わる行政機関や事業所等が、地域の課題や対応策について継続的に意見交換や情報提供を図り、医療的ケア児とその家族を地域で支えられるようにすることを目的とする。

(定義)

第2条 医療的ケア児とは、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児（以下「医療的ケア児」という。）をいう。

(所掌事務)

第3条 医療的ケア児支援のための協議の場は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 医療的ケア児支援のための協議の場の構成員による訪問・相談活動を通じ、医療的ケア児の支援ニーズや課題解決のための検討に関すること。
- (2) 関係機関の連絡調整や連携体制の整備に関すること。
- (3) 草津市障害児（者）自立支援協議会との連絡・調整に関すること。
- (4) その他医療的ケア児支援のための協議の場の開催ために必要な事業。

(組織)

第4条 協議の場の構成員は、草津市障害児（者）自立支援協議会の構成員のうち下記に掲げる者とする。

- (1) 福祉関係者
- (2) 医療関係者
- (3) 障害児通所支援事業所等関係者
- (4) 相談支援機関
- (5) 保育・教育等関係者
- (6) 関係行政機関職員
- (7) その他、市長が認める者

(庶務)

第5条 医療的ケア児支援のための協議の場の庶務は、草津市子ども未来部発達支援センターにおいて行う。

第6条 この要領に定めるもののほか、医療的ケア児支援のための協議の場の運営に関し必要な事項は、医療的ケア児支援のための協議の場に諮って定める。

第 73 回 開催状況報告

草津市 7 月開催分

報告者：草津市立障害者福祉センター 小枝昭彦

開催日	令和 2 年 7 月 9 日 (木) 9 : 30 ~ 11 : 30	開催場所	草津市役所 2 階 特大会議室
構成機関数	110 機関	出席機関数	54 機関
		出席者数	56 名

今回の定例会議における重点報告事項

- ① 令和元年度草津市障害児(者)自立支援協議会のまとめ
- ② 令和元年度草津市障害福祉の取り組みについて
- ③ 令和 2 年度草津市障害児(者)支援協議会の取り組み予定
- ④ 令和 2 年度草津市障害福祉の取り組み予定について

重点報告事項についての補足

議 題	主な報告内容	意見等
① について	昨年度の各会議を振り返る。	<p>令和元年度草津市障害児(者)自立支援協議会の取り組みについて報告</p> <p><7 月定例会議></p> <p>地域生活支援拠点の方向性と進捗状況報告</p> <p><9 月研修会></p> <p><11 月定例会議></p> <p>草津市危機管理課より風水害への備え 避難確保計画の作成の講義</p> <p>避難確保計画の義務化、警戒レベルの数値化と内容等について学ぶ</p> <p><3 月定例会></p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大により中止</p> <p><各部会></p> <p>・相談支援部会</p> <p>市内の相談支援事業所同市の横のつながり、悩み、課題を検討する場として 8 回実施。3 つのテーマ(相談体制、精神障害分野、介護保険)について事例検討しながら議論した。</p> <p>・子ども支援部会</p> <p>児童福祉法により医療的ケア児支援のため関係機関で協議した</p> <p>9 月・・・関係機関より支援している子どもの年齢や状態像を報告</p> <p>2 月・・・実態把握や支援ニーズを把握するため、保護者へ調査を実施</p>
② について	<p>草津市障害福祉課障害福祉係より報告</p> <p>1. 湖南福祉圏域重症心身障害者生活介護施設整備事業</p>	令和 2 年 4 月 20 日よりびわこ学園(かなえ)開所

<p>2. 基幹相談支援コーディネーターの配置 3. 地域生活支援拠点の整備 4. 虐待防止の対応 5. 計画相談支援、障害児相談支援</p> <p><孤立化防止の取り組み事業> 草津市立障害者福祉センター 地域支援より報告</p> <p><障害者差別解消法ワークショップ> 滋賀自立生活センターより報告</p> <p>(2) 令和元年度の取り組みについて質疑応答 市内指定特定相談事業所から</p> <p>③ について</p>	<p>令和2年4月より配置 令和3年設置に向け継続協議</p> <p>事業所の拡充、参入を促進 令和元年度、「こころね」参入。令和2年度にさらに2か所参入。</p> <p>・家族への訪問活動、サロンの運営（事業参加団体7か所） ・活動内容 訪問活動・・15世帯（継続）、新規が4世帯。2名で訪問。 サロン活動・・障害者福祉センターで1回。他団体は計4回、56名 令和2年度も事務局は心身連で担当</p> <p>相談・昨年4月 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例 施行 ・ワークショップ 2部制 1部 条例の説明 2部 みんなに求められている行動とは 具定例をあげて4つのグループに分かれ、困ったこと、不安なこと、あったらいいな、といった内容を意見交換 →・スロープ出してもらうのは困ったことになる。その都度、お願いしないといけない。電車からスロープがでてくると良いのに。 ・険しい坂道にエスカレーターがあると良い。 ・教育では、本人、保護者が地域の学校を希望しても、叶わない。みんなが一緒の学校に行けると良い。 ・条例の要である「アドボケーター」について説明。障害者と社会の間に入って双方が暮らしやすい地域社会を作る役割。 ・ワークショップの効果 学校の授業よりも分かりやすかった。ワークショップ形式で皆が話せるような機会大切。4回目の参加。令和2年度はなし。</p> <p>・自立支援協議会の要綱の文言・・児童福祉法の文言を追加してはどうか。 ・児童のセルフプランが多いのはなぜ？ →相談支援事業所が不足。児童発達支援の利用者でセルフプランが多いが、相談員が利用計画の作成やサービス利用について相談している。</p> <p>令和2年度 草津市障害児(者)自立支援協議会 取り組み予定</p>	<p>令和2年4月より配置 令和3年設置に向け継続協議</p> <p>事業所の拡充、参入を促進 令和元年度、「こころね」参入。令和2年度にさらに2か所参入。</p> <p>・家族への訪問活動、サロンの運営（事業参加団体7か所） ・活動内容 訪問活動・・15世帯（継続）、新規が4世帯。2名で訪問。 サロン活動・・障害者福祉センターで1回。他団体は計4回、56名 令和2年度も事務局は心身連で担当</p> <p>相談・昨年4月 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例 施行 ・ワークショップ 2部制 1部 条例の説明 2部 みんなに求められている行動とは 具定例をあげて4つのグループに分かれ、困ったこと、不安なこと、あったらいいな、といった内容を意見交換 →・スロープ出してもらうのは困ったことになる。その都度、お願いしないといけない。電車からスロープがでてくると良いのに。 ・険しい坂道にエスカレーターがあると良い。 ・教育では、本人、保護者が地域の学校を希望しても、叶わない。みんなが一緒の学校に行けると良い。 ・条例の要である「アドボケーター」について説明。障害者と社会の間に入って双方が暮らしやすい地域社会を作る役割。 ・ワークショップの効果 学校の授業よりも分かりやすかった。ワークショップ形式で皆が話せるような機会大切。4回目の参加。令和2年度はなし。</p> <p>・自立支援協議会の要綱の文言・・児童福祉法の文言を追加してはどうか。 ・児童のセルフプランが多いのはなぜ？ →相談支援事業所が不足。児童発達支援の利用者でセルフプランが多いが、相談員が利用計画の作成やサービス利用について相談している。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大のため中止</p>
--	---	---

<p>④ について</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・全体会（5/28） ・研修会（9月） ・定例会（11月） <p><相談支援部会></p> <p><子ども支援部会></p> <p><相談支援体制プロジェクト></p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の草津市の相談支援について、課題の抽出と充足状況の把握、今後、何が必要となってくるのか。計画的に進めていく。 <p>草津市障害福祉の取り組み予定について</p> <p>草津市障害福祉課より</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 草津市障害福祉計画と障害児福祉計画の改訂 2. 障害福祉サービス事業所等整備事業費補助金 3. 障害児・特定相談支援体制強化費補助金補助金 4. 地域生活支援拠点等の整備事業 <p><質疑応答></p> <p>社会福祉法人 通所事業所から</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍で事業所での物資の不足。相談窓口は自立支援協議会になるのか。確認が必要だった。湖南圏域でのコロナの課題。 ショートステイ、レスパイトの利用制限があり、居宅介護にも影響があったように思う。 第2波に備えて課題や必要な取り組みについて検討することが必要では。 <p>■滋賀自立生活支援センターから</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員の不足によってセルフプランが増えている。当事者向けの研修を行うことも必要では。専門家だけでなく、当事者も自分のことを発信できる力をつけること必要。 	<p>権利擁護について</p> <p>災害時支援 福祉避難所が機能するために</p> <p>年4回</p> <p>多問題家庭、発達障害等障害特性に応じた支援、障害者虐待ケース対応等の事例検討を中心に開催予定</p> <p>年2回</p> <p>医療的ケア児支援のための実態把握等の調査結果の報告と今後の取り組みの検討</p> <p>平成30年3月末に相談支援の報酬改定で加算等が設定された。1,2名体制では相談が受けることができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. センターのほっとココ等、委託相談支援事業所に相談が集中。 2. 報酬改定されたが、報酬それほど増えていない。30年4月から事業所増えていない。計画相談支援は、支給決定されないと報酬入ってこない。 <p>・スケジュール 9/24 計画素案の検討</p> <p>グループホーム3か所予定。令和3年4月開所予定</p> <p>国の定める報酬額に加えて上乗せ補助を行います。</p> <p>体制の構築を図っていく。</p> <p>→窓口は、自立支援協議会でも市役所でも良い。コロナの罹患者がでた時の対応どうするか、等、今後検討する。</p> <p>市や県から指示が発出されると考える。加えて各事業所からの取り組みはそれぞれで発信されることも必要。取り組みや実践例を共有することも必要</p> <p>→セルフプランを自分で作成し、自分の人生を考えていくことは大切。ただ、事業所に頼みたいが、できないのは良くない。人手不足について雇用する財源がない。</p>
---------------	--	---

その他の報告事項

議 題	主な報告内容	意見等
事業所紹介	令和2年度新規事業所	地域福祉事業所みんなの家 訪問介護、のびっこ、にこ

<p><相談支援 スマイル空></p> <p><つくも></p> <p><滋賀県発達障害者支援センター></p> <p><フラットワークオフィス フリー></p> <p><相談支援 アザレア></p> <p><重症心身障害児施設 かなえ></p> <p><ケアホーム えまい></p> <p>基幹相談支援コーディネーター事業 (草津市中心身障害児者連絡協議会)</p> <p>成年後見制度 もだま</p> <p>草津手をつなぐ育成会</p> <p>その他</p> <p>閉会の挨拶</p>	<p><相談支援 スマイル空></p> <p><つくも></p> <p><滋賀県発達障害者支援センター></p> <p><フラットワークオフィス フリー></p> <p><相談支援 アザレア></p> <p><重症心身障害児施設 かなえ></p> <p><ケアホーム えまい></p> <p>基幹相談支援コーディネーター事業 (草津市中心身障害児者連絡協議会)</p> <p>成年後見制度 もだま</p> <p>草津手をつなぐ育成会</p> <p>委託相談支援事業所等の相談・会議の実績報告</p> <p>草津市立障害者福祉センター 園田理事長より</p>	<p>にこ等の学童保育所、居宅介護、重度訪問介護、新たに特定相談支援、障害児相談支援事業所を開始。</p> <p>近商物産 草津市西大路 クリスマスブーツ作成している。関係作業がある。就労継続B型作業所を開所。</p> <p>草津笠山 医療福祉相談モールの1機関として自立支援協議会に参加している。湖南圏域。センターで草津の相談450名。関係機関への支援も実施。</p> <p>草津市矢橋町 就労継続B型作業所。</p> <p>移動支援を実施。湖南市で。4/1 草津市 矢倉で新規事業所。訪問介護、同行援護、</p> <p>NPO 法人アザレア 5/1～相談支援事業所 4月開所。施設見学は今後受けていく。</p> <p>45人定員。現在、21人。4/20開所 19人がたいようから移動。草津、栗東の方が移動。2名の草津養護卒業。生活介護事業所(重心特化)。週2日入浴。今後、日中一時支援(送迎も)。</p> <p>野洲市のグループホーム。8月から短期入所も実施。個室7部屋。</p> <p>包括的な支援体制を確立。令和2年4月から。業務内容は、困難ケースの調整の窓口、相談支援事業所の人材育成、地域づくりの参画。各相談支援事業所を訪問し、課題の把握。</p> <p>出張相談会の案内。</p> <p>何でも話して聞こう会 知的障害者相談員が話を聞き、市の関係課へつなぐ。学習会やボーリング大会等の案内よかさぼ部会(ひとまちキラリ助成)での研修会等を実施。</p> <p>(書面報告のみ)</p>
--	--	--

第 74・75 回 開催状況報告

草津市令和 2 年度 11 月開催分

報告者：草津市立障害者福祉センター 小枝 昭彦

開催日	令和 2 年 11 月 26 日 (木) 9 : 30 ~ 11 : 30	開催場所	WEB、草津市立障害者福祉センター		
構成機関数	110 機関	出席機関数	24 機関	出席者数	28 名

今回の定例会議における重点報告事項

Zoom による WEB 研修会
講演内容 「障害ある人の権利擁護について」

重点報告事項についての補足

議 題	主な報告内容	意見等
開会あいさつ	事務局よりあいさつ 草津市心身障害児者連絡協議会 理事長 園田より	
研修会の内容	講演「障害ある人の権利擁護について」 講師 NPO 法人 成年後見センターもだま 所長 竹村直人 氏 湖南地域の障害者・高齢者等に対して、地域での日常生活の支援及び権利擁護支援の実践を通して、自己決定を支える支援、これからの権利擁護の考え方について講演いただいた。 ○もだまの活動について ○権利擁護の考え方について <ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的人権 ・ 虐待、財産搾取 ・ 機会のはく奪 ・ 滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例 ・ 愚行権、失敗する権利 ・ 権利を守るということ ○権利擁護に関する制度 <ul style="list-style-type: none"> ・ 制度の動向 ・ 地域福祉権利擁護事業の概要 ・ 成年後見制度について ○権利擁護支援の実践について <ul style="list-style-type: none"> ・ もだまでの実践報告 ・ 権利擁護の視点 ・ 自己決定を支える支援 ・ 事例 1 「障害を抱えながら家族と在宅生活を続けておられるケース」 ・ 事例 2 「夫と離婚を決意し、娘との生活を考えてきたケース」 ○これからの権利擁護	

<p>質疑応答</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい権利擁護の考え方 ・意思決定支援について <p>講演内容に関する質疑応答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権利侵害について ・事例1について ・後見人と相談員の役割について ・成年後見制度と地域福祉権利擁護事業について ・もだまについて ・後見人の特徴について ・権利の擁護と自己決定について 	<p>まとめ資料参照 (P15)</p>
<p>閉会</p>	<p>事務局より次回の開催日の案内 Zoom (WEB) による開催を予定している。 新型コロナウイルス感染症対策の意見交換を検討中。</p>	<p>アンケートの協力をお願い まとめ参照 (P16~P19)</p>

第 76 回 開催状況報告

草津市令和 3 年 3 月開催分

報告者：草津市立障害者福祉センター 小枝 昭彦

開催日	令和 3 年 3 月 18 日 (木) 9 : 30 ~ 11 : 00	開催場所	WEB (ZOOM)
構成機関数	110 機関	出席機関数	26 機関
		出席者数	29 名

今回の定例会議における重点報告事項

新型コロナウイルス感染症対策について

- ① 新型コロナウイルス感染症濃厚接触者への支援の手引きの説明
- ② 在宅生活困難障害者等支援事業実施要綱の説明
- ③ 新型コロナウイルス感染疑い発生時の対応フローについて
- ④ 家族の要請等により利用者の支援に至る流れの説明
- ⑤ 感染防止対策研修会の報告

重点報告事項についての補足

議 題	主な報告内容	意見等
開会あいさつ	草津市心身障害児者連絡協議会 理事長 園田より	
① について	◆新型コロナウイルス感染症対策について ○濃厚接触者への支援の手引きの説明 ～障害のある人とご家族へ～ 事務局より説明 もし障害のある人を支援されている同居家族の皆さんが新型コロナウイルスのPCR検査の結果、陽性となり、家族である障害のある人が陰性ではあるものの濃厚接触者であるとの判断がされ、2週間の隔離が必要となった場合、原則は親族などが障害児者の支援をしていただくこととなりますが、それができない場合は、誰がどのような手順で行うのか。手引書はそうなった際の支援の流れをまとめています。	
② について	○滋賀県新型コロナウイルス感染症にかかる在宅生活困難障害者等支援事業実施要綱 草津市障害福祉課障害福祉係より説明 1. 目的 2. 実施主体 3. 事業の内容 4. 事業の実施 5. 支援フロー	
③ について	○新型コロナウイルス感染疑い発生時等の対応フローについて	
④ について	基幹相談支援コーディネーターより ・発熱等症状がある場合の連絡先 ・利用者及び職員がPCR検査等受検する場合、濃厚接触者が発生した場合の連絡先 ○在宅生活困難障害者等の支援に至る流れの説明	

<p>⑤ について 閉会</p> <p>閉会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所、家族、障害者、事業所・相談支援専門員、行政、自立支援協議会事務局の役割について説明 ・連絡できない、またはよう支援対象者がいる場合は保健所から市行政、相談員という流れで連携をしていく。 <p>○新型コロナウイルス感染防止対策研修会についての報告 事務局より報告</p> <p>開催日：令和3年2月17日</p> <p>場所：草津市立障害者福祉センター 及びWEB（ZOOM）同時配信</p> <p>講師：社会医療法人誠光会 地域医療連携推進法人事業課 感染予防認定看護師 中村こずえ 氏</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染防止の基礎知識 ・感染防止の防護衣の着装手順等 <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症濃厚接触者への支援の手引き ・新型コロナウイルス感染疑い発生時等の対応フローについて ・家族の要請等により利用者の支援に至る流れ <p>上記資料を3月末日までにサービス利用の支給 決定が出ている利用者に配布予定をしている。</p>	
--------------------------------	--	--